

内閣総理大臣 岸田文雄様

経済産業大臣 西村康稔様、原子力規制委員長 山中伸介様

原発と放射能を考える唐津の会代表 吉田恵子 tel 090-1925-9696

2022年10月29日、佐賀県原子力防災訓練を視察「空間線量毎時500マイクロシーベルト以上で1日以内に避難、毎時20マイクロシーベルト以上で1週間以内に避難」という基準ですが、放射性物質がふりそそぐ可能性がある場所で除染訓練がなされました。

玄海原発過酷事故時には、地上の風による放射性物質拡散や、低気圧の上昇気流や水蒸気爆発で、放射性物質が数千m上空に上がり、偏西風の影響を受け、雨などで落ち、約6時間で西日本一帯に放射性物質が降り注ぐ可能性があるのです。

人の除染は表面測定器で4万cpm以上(1cm<sup>2</sup>あたり120ベクレル)の部位をウェットティッシュで拭き、バスはタイヤを拭く程度でした。他の部位にも放射性物質はついているはずですが。放射線管理区域から持ち出せるものは、1cm<sup>2</sup>あたり4ベクレルとされています。また、表面測定器では、内部被ばくで、体内の放射性物質から出る飛距離が短い粒子線であるアルファ線やベータ線により、体の設計図(染色体・DNA・遺伝子)が損傷し、またトリチウムが水素としてDNAの一部になりヘリウムに変わることによってDNAを損傷する危険性ははかれません。

その時の避難先の会場でも、唐津市での原子力防災講座でも、「100ミリシーベルト以上浴びたら、がん死亡率が0.5%増える。それは、広島長崎原爆被害から持ってきた結論。」だといわれましたが、今まで多くの被ばく者が、内部被ばくを認められず、救済されず、苦しみ続けてきました。広島高裁の黒い雨判決で、裁判官により、内部被ばくの被害が認定されたのです。

令和4年の唐津市の原子力防災講座では、さらに、福島県民の累積被ばく線量は最大25ミリシーベルトであり、福島県民に、福島原発事故での放射能による健康被害はなかったと言われ、政府が中学高校生に配った放射線副読本にも同様のことが書いてありますが、内部被ばくによる被害の把握はできておらず、全国がん登録データでも福島県民のがん増加率が増えています。福島原発事故時、原子力空母レーガンが約230km東方沖などで被ばく、9人死亡400人がんなどで提訴という実態もあります。今の基準では被ばくから国民を守れず救済できず、がんや障がいが増えます。

質問①上記の放射性物質拡散と避難計画及び内部被ばくについてのお考えをお知らせください。

質問②全電源喪失、炉心溶融という過酷事故時、数千度の熔融燃料を水で受ける特定重大事故対策は、水蒸気爆発の危険性があると多くの専門家から指摘されていますがなぜ容認されたのですか？

質問③玄海原発1号機は压力容器の脆性遷移温度が98度になり廃炉になりました。3,4号機の

現在の脆性遷移温度は何度ですか？40年以上の原発の脆性を計る試験片は存在しますか？

要望 原発を止めトリチウムや他の放射性物質の流出を止め、落下物破壊防止対策を。

